

可決 令和7年度花巻市一般会計補正予算(第2号)

新花巻図書館整備の設計業務を委託する業者を選定するためのプロポーザル実施費用などに係る歳入歳出予算の補正で、総額に8億2308万5千円を追加し、予算の総額を590億2206万4千円とするもの。

質 疑

- 質問…図書館整備工事において、市内施工業者が応札しやすくするため、指名競争入札を柔軟に活用すべきではないか。
答弁…設計段階ではまだ発注方式が確定していないが、地元業者でも受注できるよう配慮したい。
- 質問…新図書館の運営は民間活力の活用を視野に、設計業務のプロポーザルと並行して検討すべき。運営形態の決定時期を伺う。
答弁…過去の議会で指定管理の意見はなく、地元の文化や特色を守るためにも市直営で行くべきと考える。

反対討論

【久保田彰孝 議員】

図書館の移転整備事業について、建設場所が花巻駅前と総合花巻病院跡地に意見が分かれたまま議会で承認を求められたことを残念に思う。

プロポーザル方式は大企業優先で、JV(※)にしても地元利益効果は低く、形だけの参加となる。

【羽山るみ子 議員】

新図書館建設場所について、パブリックコメントや市民説明会では、総合花巻病院跡地を希望する声が多くあったと認識している。民意が無視され、市民の不信感が最大限になっている状況で、強引な進め方は賛同できない。

【本館憲一 議員】

新図書館建設予定地を、市当局はどういったプロセスを経て駅前に決めたのか、市民が納得できるよう、市長自ら説明責任を果たすべきである。75名の参加希望者だけの市民会議が全てだとする市の姿勢に疑問を感じる。

【伊藤盛幸 議員】

新図書館建設は、教育委員会の権限を履行せずに、市長主導で進められてきた。教育委員会と協議をするという手順を踏まないまま進めていくのは、越権行為である。

賛成討論

【佐藤峰樹 議員】

新花巻図書館整備基本計画は令和7年5月に決定した。また令和2年に開催した図書館ワークショップに参加した高校生は23歳になった。新図書館に対する参加者の盛り上がりを消さずに今後に生かすべき。市民みんなで愛される図書館を育てていくという観点から賛成する。

【高橋修 議員】

令和2年の特別委員会報告は市民の求める声が反映されている。議会は時期を逸することなく提言すべきである。市民の多くが花巻駅前が良いと主張している。この予算を通して、同じ方向を向いて図書館の中身を議論するべきであり賛成する。



6月定例会 提出された21議案を可決

6月2日、5日、6日の一般質問には15人が登壇し、市政課題について質問しました。6月10日の議案審議では、令和7年度花巻市一般会計補正予算(第2号)、災害用トイレカーの取得、新市建設計画の変更などの16議案を原案のとおり可決し、花巻市民健康保険税条例の一部を改正する条例など3件の専決処分の承認と4件の報告がありました。最終日の6月17日には、訪問介護報酬の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを探査した請願1件が採択となりました。また、文教福祉常任委員会で審査した請願1件が採択となりました。主な可決議案や質疑は、次のとおりです。

令和7年第2回花巻市議会定例会は5月30日開会、6月17日までの19日間の日程で開かれました。5月30日の議案審議では、令和7年度花巻市一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決しました。

審議の様子は
こちら



(5月30日)

(6月10日)

可決 令和7年度花巻市一般会計補正予算(第1号)

質 疑

- 質問…アーケードの老朽化に伴う改修または撤去を行うための調査だが、市として、アーケードの観覧、市の中心市街地の在り方について伺う。
答弁…アーケードは上町商店街振興組合の所有物であり、所有者がどうしていくか決定することができない状況のため、まず点検調査をするというもの。今後の在り方については組合とお話していきたい。
- 質問…上町商店街のアーケード歩道を歩いてみたところ、タイルが剥がれており、視覚障がい者や車椅子利用者、高齢者の方々などがつまずいてしまうので、早急な改修が必要ではないか。
答弁…通行に著しい支障があると認められる部分は、早急に修繕などの対応をする。また、大きな損傷などを見つけた場合は、改めて設計などを行なっていく。

【表紙写真について】

タイトル "Here Comes the Sun"

メッセージ 広域公園の真っ暗なトンネルの出口、差し込む光に向かって拳をあげる4人。きっと彼らは感じているのでしょうか。暗い闇があるから光が際立つことを。 "Here comes the sun"——メロディが、耳元に聞こえてくるようでした。

*JV：特定建設工事共同企業体。大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体のこと。